

令和9年度の三重県産業廃棄物税条例第8条第2項に基づく再生施設等の認定に係る申出の受付について

産業廃棄物の処理業者（中間処理業者）がこの認定を受けると、この施設に搬入される産業廃棄物については、産業廃棄物税の課税対象から除外されます。

再生施設等の認定を受ける場合は、処理業者（中間処理業者）の申出が必要です。申出については、下記のとおり受付を実施しています。

記

・提出物

（再生施設の場合）

（第2号様式）再生施設申出書 1部

（別表）再生品の売渡しに関する明細書 1部

（エネルギーを回収する施設の場合）

（第2号様式の2）メタン発酵施設申出書 1部

（別表1）メタン回収ガスの売渡しに関する明細書 1部

（別表2）メタン回収ガスの自ら利用に関する明細書 1部

・提出先 所管の地域防災総合事務所環境室または地域活性化局環境室

・提出期限 令和8年12月15日（火）（必着）

<リンク>

三重県産業廃棄物税の規定

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16388017907.htm>

三重県産業廃棄物税条例第8条第2項に基づく再生施設等制度

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/39858014550.htm>

（注意）

1. 年度毎の認定になりますので、令和8年度の認定を受けた施設であっても、令和9年度分の認定を受けようとする場合には、改めて認定に係る申出書の提出が必要です。ただし、以下に掲げる中間処理施設については、申出書の提出は必要ありません。

- ・廃棄物処理法施行令第2条第2号又は第9号に掲げる産業廃棄物を破砕する中間処理施設
- ・廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃棄物のうち汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリ並びに廃棄物処理法施行令第2条第2号、第4号又は第10号に掲げる産業廃棄物を発酵（メタン発酵を除く。）させる施設

2. 令和9年度分の再生施設申出書における「実績期間」は、原則として令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）となります。ただし、当該実績期間の初日に中間処理施設の使用が開始されていない場合にあっては、申出の日前1年間となります。

3. 申出書は、郵送でも受け付けますが、令和8年12月25日までに提出先から再生施設認定のための調査日等について連絡がない場合は、書類が届いていない可能性がありますので、お手数ですが電話にて提出先にご確認をお願いします。

4. 提出期限を過ぎてから申出書の提出があった場合は、令和9年4月1日からの認定ができないことがありますのでご注意ください。

提出先一覧

地域防災総合事務所等	所在地	管轄市町	電話番号
桑名地域防災総合事務所 環境室	〒511-8567 桑名市中央町5-71	桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	四日市市、菰野町、 朝日町、川越町	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	鈴鹿市、亀山市	059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	津市	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室	〒515-0011 松阪市高町138	松阪市、多気町、 明和町、大台町	0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	伊勢市、鳥羽市、志 摩市、玉城町、 度会町、大紀町 南伊勢町	0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	伊賀市、名張市	0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	尾鷲市、紀北町	0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室	〒519-4393 熊野市井戸町371	熊野市、御浜町、 紀宝町	0597-89-6937